

■投資教育

1 法律上の位置づけ

法第22条により、導入時の投資教育は事業主の努力義務として、運営中の継続教育は配慮義務として規定されている。努力を怠っても罰則はないが、怠ったことにより運用状況に損失が生ずれば、民法上の損害賠償の対象になりうる。

平成28年法改正関係 実施は公布日より2年以内
導入時の投資教育および継続教育ともに努力義務となる。(同条第2項)。

2 法令解釈通知における整理

法令解釈通達では、第1から第7までの項目に分けて法令の解釈が解説されているが、投資教育関連は、
第2として「資産運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項」と、
第3として「運用の方法に係る金融商品の情報提供に関する事項」として、整理解説されている。

注 意

・制度がスタートして、資産運用に不慣れな加入者が多いことから、投資教育の実践が重要課題となっている。試験問題としてもこの分野から出題されるのではないかと。法令解釈通知の熟読又は厚生労働省HPのQ&Aの確認が望まれる。

3 投資教育担当者

投資教育は運営管理機関が担当しているのが一般的だが、当分野の専門家（DCアドバイザー等）に委託して差し支えない。運営管理機関には投資教育を担当するに当たり、各種の行為準則が義務付けられている。行為準則の内容を確認しておくこと。

なお、平成28年7月1日より、中小企業向け対策として、企業年金連合会へ投資教育を委託できることになった。

4 投資教育の内容

Q&Aで、実在する特定の加入者の運用実績を社内で紹介することは差し支えないか、とのQに対し、本人の年齢、個人別管理資産等を明らかにすれば差し支えない、とのAがでている。（個人情報保護の観点からNOという回答も考えられるが、OKとなっていることに留意）